

鶴ヶ島市への企業立地ニーズ調査 結果

I 調査について

1 調査の趣旨

本市では、市街化調整区域における企業誘致の取り組みの一環として、令和2年12月に鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例及び規則を改正し、いわゆる34条産業系12号に係る規定を許可基準に加えた。

この対象となる区域は、圏央鶴ヶ島インターチェンジから概ね1.5キロメートルの範囲である。

今後、本制度を活用した企業誘致を進めるにあたり、本市への企業立地のご意向（ニーズ）などを把握するための参考といたく調査するものである。

2 対象者

立地を希望する事業者等

3 調査手法

(1) 手法

市ホームページへ掲載し、インターネット回収（Eメール）

(2) 期間

令和3年12月7日～令和3年12月20日まで

(3) 調査項目

- ①立地希望時期
- ②建築物
- ③事業の概要
- ④事業者（エンドユーザー）：任意回答 ※公表対象外
- ⑤敷地面積（㎡）
- ⑥前面道路の幅員（m）：任意回答
- ⑦事業所における従業員数の見込み
- ⑧前問の内、新たな雇用数の見込み
- ⑨事業所へ出入りする車両数の見込み
- ⑩事業の特性上、必要となる条件：任意回答
- ⑪企業立地にあたり最も優先する条件

(4) 実施要項、記入様式

別紙のとおり

4 問合せ先

鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課 企業立地推進担当

T e l 049-271-1111

E m a i l 10600010@city.tsurugashima.lg.jp

II 調査結果について

1 回答概要

回答数	30事業所分
回答者の属性	・製造業 ・金融業、保険業 ・不動産業、物品賃貸業

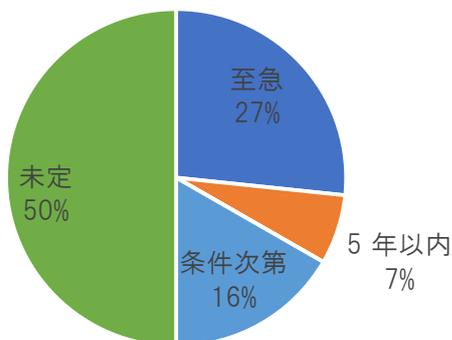
※日本標準産業分類により分類

2 集計

(1) 立地希望時期 (n=30)

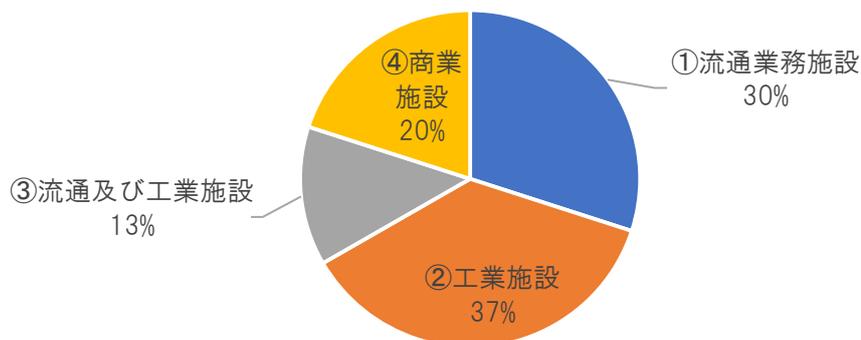
回答	至急	5年以内	条件次第	未定
数	8	2	5	15
割合	27%	7%	17%	50%

※記述回答のため、回答の趣旨を変えない範囲で編集し掲載



(2) 建築物 (n=30)

回答	①流通業務施設	②工業施設	③流通及び工業施設	④商業施設
数	9	11	4	6
割合	30%	37%	13%	20%

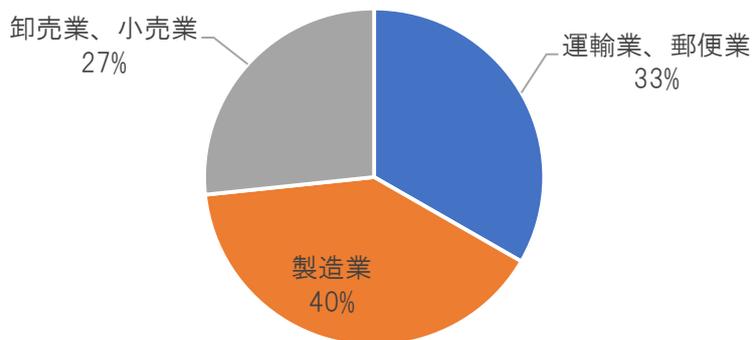


(3) 事業の概要

(n=30)

回答	運輸業、郵便業	製造業	卸売業、小売業
数	10	12	8
割合	33%	40%	27%

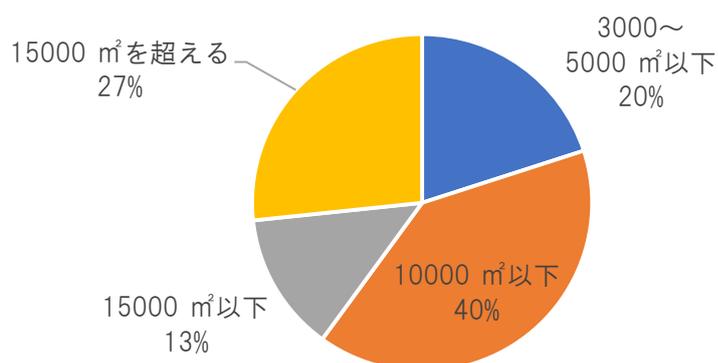
※回答を日本標準産業分類により分類し掲載



(4) 敷地面積

(n=30)

回答	3000~ 5000 m ² 以下	10000 m ² 以下	15000 m ² 以下	15000 m ² を超える
数	6	12	4	8
割合	20%	40%	13%	27%



(5) 前面道路の幅員 (任意回答、記述回答)

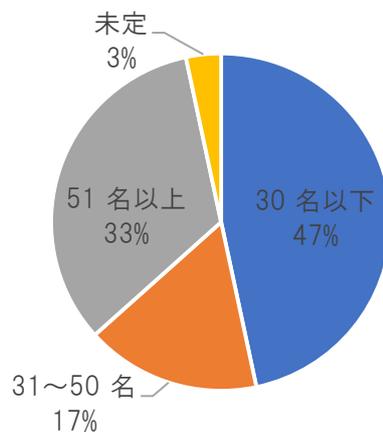
(n=20)

回答	類似の回答数
9m 未満	10
9m 以上 12m 未満	5
12m 以上	5

(6) 事業所における従業員数の見込み

(n=30)

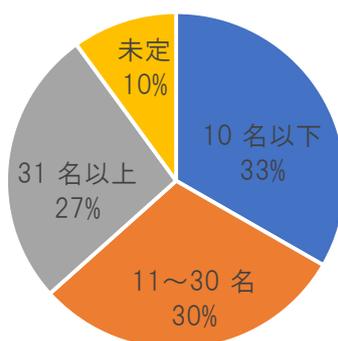
回答	30名以下	31~50名	51名以上	未定
数	14	5	10	1
割合	47%	17%	33%	3%



(7) 前問の内、新たな雇用数の見込み

(n=30)

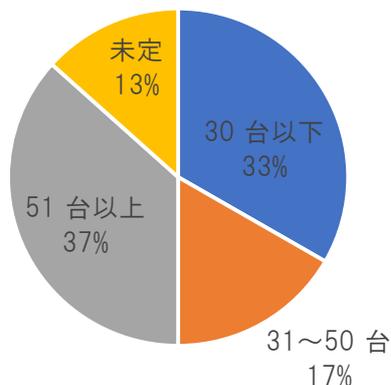
回答	10名以下	11~30名	31名以上	未定
数	10	9	8	3
割合	33%	30%	27%	10%



(8) 事業所へ出入りする車両数の見込み

(n = 30)

回答	30台以下	31～50台	51台以上	未定
数	10	5	11	4
割合	33%	17%	37%	13%



(9) 事業の特性上、必要となる条件（任意回答、複数回答可、記述回答）

回答
ロードサイドに面すること
広い駐車場を整備できること
大型車両、セミトレーラーの通行できる道路幅員、間口があること
地下水くみ上げ・河川放流が可能なこと
敷地内に目的とする建物を建築できること

(10) 企業立地にあたり最も優先する条件（複数回答可、記述回答）

回答	類似の回答数
インターチェンジに近いこと	7
接道が良いこと	7
面積と予算が希望と合うこと	6
事業に適した面積が確保できること	3
集客が見込める場所であること	3
水害等の懸念が少ないこと	2
現在の事業所と近いこと	2
夜間・早朝も稼働できること	2
交通の便が良いこと 上下水道完備 雇用を確保できること 取引先との距離が近いこと 商品の保管庫として利用可能なこと 鶴ヶ島 IC 以南	各 1

鶴ヶ島市への企業立地ニーズ調査 実施要項

本調査について

本市では、市街化調整区域における企業誘致の取り組みの一環として、令和2年12月に鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例及び規則を改正し、いわゆる34条産業系12号に係る規定を許可基準に加えました。

また、本制度を活用した企業誘致を進めるにあたり、本市への企業立地のご意向（ニーズ）などを把握するための調査を令和3年4～5月に実施しました。

今回、一定の期間が経過したことから、企業立地のご意向（ニーズ）について情報を更新したく、改めて同内容の調査を実施するものです。

1 対象者

立地を希望する事業者等

2 条件

(1) 区域

圏央鶴ヶ島インターチェンジから概ね1.5キロメートルの範囲

(2) 建築物

次のア～ウのいずれか、またはア及びイを併せ有する施設

ア 流通業務施設

建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破碎、焼却等の処分の用に供するものを除く。

イ 工業施設

建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。)以外の建築物のうち、工場

※ アに記載した※と同じ

ウ 商業施設

建築基準法別表2（へ）項に掲げる建築物（第二種住居地域に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る。）並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。）

（3）敷地面積

3,000平方メートル以上

3 回答書類等

（1）記入様式

別添の記入様式参照

（2）期限

令和3年12月20日（月）

（3）提出先

鶴ヶ島市 都市計画課 企業立地推進担当までEメールにて

Email:10600010@city.tsurugashima.lg.jp

4 情報の取扱い

本調査結果は、本調査の目的のみに使用します。ご回答に係る個人情報は、鶴ヶ島市個人情報保護条例などに基づき、厳重に保管、管理します。

なお、ご回答いただいた情報を統計的に処理するなど、個人情報を特定できないようにした情報を公開することがあります。

5 問合せ先

鶴ヶ島市 都市計画課 企業立地推進担当

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1

電話番号049-271-1111

鶴ヶ島市への企業立地ニーズ調査 記入様式

下の青色の個所にご記入をお願いします。

I 回答者について(必須)

会社名	
部署	
氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	

II 実施要項「2条件」を踏まえた立地ニーズ

1 立地希望時期 (必須)	
2 建築物 (必須)	
3 事業の概要 (必須)	
4 事業者(エンドユーザー) 会社ホームページ	
5 敷地面積(m ²) (必須)	
6 前面道路の幅員(m)	
7 事業所における従業員数の見込み (必須)	
8 前問の内、新たな雇用数の見込み (必須)	
9 事業所へ出入りする車両数の見込み (必須)	
10 事業の特性上、必要となる条件	
11 企業立地にあたり最も優先する条件 (必須)	

【ご記入について】

- ・(必須)の項目は全てご記入ください。
- ・立地ニーズ毎にシートを分けてご記入ください。
- ・状況により市から連絡させていただくことがあります。